

さ情審査答申第219号  
令和4年7月27日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

## 答 申 書

令和4年2月10日付けで貴職から受けた、「①大宮区総務課職員の事故受付報告書及び私の転倒時の写真 ②大宮区総務課総務係長の事故受付報告書及び様々な安全対策の具体的な内容と実施日」（以下「本件対象個人情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和3年10月5日付け大区総第2640号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

実際には青色塗装がされていなかったにもかかわらず、「伝達シート」では事故当時、実施されていたかどうかを明らかにせず、塗装の有無について隠蔽していた可能性がある。

事故報告書には安全対策後の写真が添付されている疑がある。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

当該課では保有していないとされているが、さいたま市として保有していると思われるため。

全国市長会市民総合賠償補償保険事故報告書を特定したと弁明しているが、私は係長に事故発生時の状況、施設の瑕疵を報告し、係長も安全対策に欠けていたことを認め、保険が付いていますと説明して呉れました。

そして、保険会社に私の個人情報を提出するので同意を求めました。

私は地下駐車場の床面は無地で、車止めが突起している危険性の事実を明記するよう求め、係長も承諾しました。しかし、全国市長会市民総合賠償

補償保険事故報告書は係長が作成していません。内容も指摘した事実が記載されていません。作成者の職員は私と面談・事情聴取をしていません。

私は大宮区役所の庁舎管理は総務課総務係である事を確認した上で係長と面談し報告しています。

そちらが特定した全国市長会市民総合賠償補償保険事故報告書は違法行為により作成されたものです。

公式の文書ではありません。

否認します。

後日、第三者立会のもと、総務課長と面談した際に課長は「指摘により安全対策が採れました、感謝しています」と話して頂きました。

全国市長会市民総合賠償補償保険事故報告書は係長が作成し、施設の安全性に欠けていた事実を保険会社に提出すべきです。

後日、地下駐車場で現場の確認を行った際に、大宮区総務課職員が作成したと思われる事故報告書を見ました。当該事故報告書には、事故発生時に私の背後から防犯カメラで撮影されたと思われる写真が添付されていました。情報提供を受けた維持管理業者が作成した報告書ではなく、当該事故報告書を開示すべきです。

### 第3 実施機関の説明の要旨

1 実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

(1) 本件処分内容及び理由

令和3年9月27日付けで、審査請求人より、「①大宮区総務課職員の事故受付報告書及び私の転倒時の写真、②大宮区総務課総務係長の事故受付報告書及び様々な安全対策の具体的な内容と実施日」について、個人情報開示請求書が提出された。

大宮区役所区民生活部総務課では、審査請求人が請求した様々な安全対策の具体的な内容と実施日に係る文書として全国市長会市民総合賠償補償保険事故報告書2019年12月13日作成分を特定した。一方、①大宮区総務課職員の事故受付報告書及び私の転倒時の写真、②大宮区総務課総務係長の事故受付報告書について、所管課において作成及び保有していないため文書不存在とし、一部開示決定を行った。

また、開示決定の内容外（情報提供した部分）については、区政推進部及び同部が大宮区役所の施設管理運営のために管理者としてPFI事業契約を結んでいる維持管理業者より提供を受けて情報提供したものであり、当課が開示決定した文書以外の部分になるため、本件審査請求には該当しない。

## (2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「①実際には青色塗装がされていなかったにもかかわらず、「伝達シート」では事故当時、実施されていたかどうかを明らかにせず、塗装の有無について隠蔽していた可能性がある。②事故報告書には安全対策後の写真が添付されている疑がある。」と主張している。

大宮区役所区民生活部総務課では、上記で述べたとおり、審査請求人が請求した様々な安全対策の具体的な内容と実施日として、当課で保有している情報はすべて特定し、開示している。また、他課及び維持管理業者保有の情報についても、情報を提供している。よって、本件に関する文書及び写真等の情報は、すでに開示及び情報提供したもの以外存在しない。

審査請求人は、地下駐車場で現場確認を行った際に、大宮区総務課職員が作成したと思われる事故報告書を見たと言っているが、それは維持管理業者が作成した事故報告書であり、すでに審査請求人に情報提供を行っているものである。大宮区役所総務課職員が作成した事故報告書は存在しない。

上記以外の個人情報開示請求書の内容に当てはまらない主張については、弁明を行わない。

## 第4 審査会の判断の理由

### 1 本件対象個人情報について

(1) 審査請求人が開示を求めた文書は、「①大宮区総務課職員の事故受付報告書及び私の転倒時の写真 ②大宮区総務課総務係長の事故受付報告書及び様々な安全対策の具体的な内容と実施日」である。

(2) 実施機関は、「様々な安全対策の具体的な内容と実施日」に係る文書として全国市長会市民総合賠償補償保険事故報告書2019年12月13日作成分を特定し、「大宮区総務課職員の事故受付報告書及び私の転倒時の写真」、「大宮区総務課総務係長の事故受付報告書」については、所管課において作成及び保有していないため文書不存在とし、一部開示決定を行った。

(3) これに対して、審査請求人は不存在の文書について、大宮区総務課では保有していないとされているが、さいたま市として保有していると思われることなどの主張から本件審査請求を行ったものである。

### 2 本件処分の当否について

(1) 審査請求人は、「転倒時には青色塗装がされていなかったことから、塗装の有無について隠蔽していた可能性がある、事故報告書には安全対策後の写真が添付されている疑がある」、「後日、地下駐車場で現場の確認を行った際に、大宮区総務課職員が作成したと思われる事故報告書を

見ており、その報告書には、事故発生時に審査請求人の背後から防犯カメラで撮影されたと思われる写真が添付されていた」として、大宮区総務課職員の事故受付報告書及び私の転倒時の写真及び、大宮区総務課総務係長の事故受付報告書の開示を求めている。

- (2) これに対して実施機関は、保険会社へ提出した報告書（特定した全国市長会市民総合賠償補償保険事故報告書2019年12月13日作成分）のほかに、所管課において作成及び保有している文書はない、大宮区総務課総務係長や大宮区総務課職員が作成しているという事実もない、写真についても、維持管理業者が管理しており、所管課において管理・保有しているものはない、したがって審査請求人が開示を求めている文書及び写真は存在しないと主張している。
  - (3) この実施機関の主張に不自然・不合理な点は認められず、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しない。
  - (4) したがって、本件開示請求に対して実施機関が行った本件処分は妥当である。
  - (5) なお、「青色塗装の有無について隠蔽していた可能性がある」とする審査請求人の主張について、当審査会で見分した結果、隠蔽の事実は確認できなかった。
  - (6) また、審査請求人のその余の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。
- 3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 4年 2月 14日	諮問の受理（諮問第564号）
②	令和 4年 3月 17日	審議
③	令和 4年 4月 21日	審査請求人からの意見聴取及び審議
④	令和 4年 5月 19日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	令和 4年 6月 16日	審議
⑥	令和 4年 7月 14日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)